

## 1 谷口雅史議員

- 1 帯状疱疹ワクチン予防接種費用の助成推進について
- 2 庁舎における町民サービスの向上について



### 1 帯状疱疹ワクチン予防接種費用の助成推進について

痛みを伴う水ぶくれが帯状に現れる皮膚疾患の帯状疱疹のワクチンについて、厚生労働省は接種費用を公費で補助する定期接種に含める方針を決めました。

今後、接種の対象年齢などについて専門家会議で議論したうえで、正式に決定することになっています。

帯状疱疹は、体内に潜伏していた水ぼうそうと同じウイルスが加齢や疲労などによる免疫力の低下で活性化され、痛みを伴う水ぶくれが帯状に現れる皮膚疾患です。

患者は50歳以上に多く、長引く神経痛などの合併症を引き起こすおそれがあります。

予防策として、50歳以上の人や感染リスクの高い人を対象に、生ワクチンや不活化ワクチンが有効とされていますが、いずれも任意接種で、生ワクチンはおよそ1万円、不活化ワクチンはおよそ4万4千円の自己負担が必要です。

厚生労働省の専門家会議は、接種費用を公費で補助する定期接種化に向けた検討を進めてきましたが、本年6月20日の会議で国立感染症研究所のワクチンの分析結果が共有され、生ワクチンと不活化ワクチンのいずれについても有効性や安全性が確認され、費用対効果についても効果が期待できるとして、ワクチンを定期接種に含める方針が了承されました。

今後、接種の対象年齢などについて専門家会議で議論したうえで、正式に決定することになっています。

我が会派の奈良議員、志政クラブの栗林議員、また他会派の方からもワクチンの必要性の質問があり、町長は国の審議会が専門的な知見によるワクチン効果や導入年齢等を評価したうえで、定期接種化が進められる場合には、事業実施に着手したいと考えており、引き続き、定期接種化に向けた国の動向を注視すると答弁されています。

ワクチンは、現在、予防接種法に基づく定期接種とは異なる、任意接種に位置づけられているものの、接種することで発症のリスクを軽減することができ、地域を支える医療を推進するための重要な施策ではないでしょうか。病気は待つてくれません。

そこで伺います。

厚生労働省の専門家委員会は带状疱疹ワクチンについて、科学的に定期接種化が妥当と判断したことを踏まえ、国の判断を待つことなく、町独自に先行実施を  
と考えますが、答弁を求めます。

**【答 弁】**  
**町 長：**

带状疱疹ワクチンにつきましては、これまで厚生労働省が所管する厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会、ワクチン評価に関する小委員会において、ワクチンの効果や安全性、持続性などに関するデータ収集が行われ、定期接種化に向けた検討が進められてまいりました。

こうした検討を踏まえ、令和6年6月20日に開催されたワクチン評価に関する小委員会において、国立感染症研究所のワクチン分析結果が共有され、生ワクチンと不活化ワクチンのいずれについても有効性や安全性が確認され、費用対効果についても効果が期待されることから、带状疱疹ワクチンを定期接種に加えるとの方針が了承されたところであります。

この方針を受け、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、接種の目的や対象年齢、用いるワクチン等、定期接種化に関する具体的な運用について、引き続き詳細な検討が行われ、最終的に決定されるものと認識しております。

こうしたことから、町といたしましては、予防接種法における定期接種の対象疾病区分や公的関与の内容、地方交付税などの財政措置のあり方、接種費用の負担等が正式に決定され、厚生労働省から带状疱疹ワクチンの定期接種に関する詳細が通知された後に、ワクチン接種の実施計画を策定し、事業に着手したいと考えております。

いずれにいたしましても、ワクチン接種につきましては、定期的かつ持続的に実施していくことを基本と考えており、このためには財源の確保が重要でありますので、国の財源措置がなされない現時点においては、町独自の接種費用の助成を先行実施する考えには至っておりませんが、引き続き、定期接種化に向けた国の具体的な動向を、注視するとともに、定期接種化が正式に決定した場合には、迅速にワクチン接種を実施することができるよう岩内古宇郡医師会等、関係医療機関との協議を行うなど、準備を取り進めてまいります。

## 2 庁舎における町民サービスの向上について

役場窓口で各種申請等の手続きを行った際、申請に必要な書類以外の複写はできないことから、必要であれば近くのコンビニエンスストア等で複写することとなります。

こうした中、最近では各市町村の庁舎内に、課金装置付き電子複写機、いわゆる、有料のコピー機やマルチコピー機を設置することで、町民サービス向上を図る施策が話題になっています。

先進地で導入されている行政キオスク端末はコピー等を有料で行うことができる機能がついているほか、マイナンバーカードにより公共サービスを提供できる端末です。

この端末は、住民が役所には行かず、様々な行政手続きを行えるように設置されているもので、例えば、住民票や税金等の各種証明書の発行が可能です。

また、行政キオスク端末は、町内にあるコンビニのマルチコピー機と同一機種というのが採用の大きな決め手になっています。

当町は高齢者の方が多く、来庁時にはタクシー等の利用が多くなっていることに加え、庁舎の周辺にはコンビニ等がないため、不便に感じている高齢者の方もいると思います。

庁舎内に行政キオスク端末があると、ご高齢の方でも職員が横について操作手順をご案内することで、セルフ発行の操作手順を覚えてもらえれば、今後のコンビニ交付サービス導入拡大に期待ができ、これにより、職員の証明書発行業務を軽減することで行政サービスの一層の向上が期待できること、また、マイナンバーカードに対応していることから、カードの普及拡大を後押しできることに加え、複写機としての機能も搭載していますので、来庁者の負担軽減にも繋がるのではないのでしょうか。

行政キオスク端末導入についての町長の所見は。

また、行政キオスク端末の導入が困難であれば、有料コピー機の導入の考えはありますか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

行政キオスク端末とは、マイナンバーカードを利用して各種証明書の取得ができる証明書交付機の通称であり、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機と同様、紙の請求書等の記入が不要で、戸籍証明、住民票の写し、印鑑登録証明、所得証明などを非対面で取得でき、さらに複写機の機能も搭載し、コピー機としても利用できる機器であります。

また最近では、コンビニ交付サービスを運用する自治体が、庁舎に端末を設置し、窓口交付より安価の手数料を設定するなどして、マイナンバーカードの利便性を実感し、コンビニ交付サービスの利用促進につなげる取組が、全国の先進事例として、見受けられているところであります。

こうした現況から、本町といたしましても、行政キオスク端末についての情報収集等を重ねてきたところでありますが、後志管内では現時点において、端末を設置する市町村は無く、その導入の阻害要因としては、端末の導入・運用・保守費用が高額であり、その費用に見合うだけの利用が見込めない状況が想定されるためと考えております。

また、庁舎に導入した場合、平日の開庁時間内のみでの端末利用では窓口交付との併用となり、利用者は限定され、さらに端末への入金や、つり銭管理などの公金取扱いの新たな業務負担も継続して発生すること、加えて、除籍や過年度の所得証明が取得できないなどの証明書の種類が限られていること、手数料の免除に対応できないことなどから、端末を導入するには、まだまだ課題が多いと感じているところであります。

したがいまして、高齢者人口の割合が高い本町におきましては、役場の基本的な窓口業務として、手続きに不安を感じる方に対し、窓口職員が丁寧に確認しながら、間違いのないように、安心して各種証明書を取得できる要望に応えることが大切なことであると考えております。

また、有料コピー機の導入につきましては、窓口での手続きにおいて、添付書類として複写物が必要な場合には、窓口職員が本人に了解を得たうえで、運転免許証等の必要な確認書類の写しを頂いており、手続きとしては、完了しております。

現在、後志管内の町村においても、庁舎に有料コピー機を設置する町村は1町のみであり、中には利用が低調なため近年、撤去した町村もあることから、本町といたしましては、複写物が必要な方には、町内にあるコンビニエンスストアのマルチコピー機等の利用により、利便性は一定程度、担保されていると認識しているところであります。

いずれにいたしましても、町民のマイナンバーカードの普及率が向上し、令和8年度からは、国の自治体DX推進計画に基づく、自治体情報システムの標準化・共通化や、行政手続オンライン化などが段階的に始まる過渡期にあり、マイナンバーによる自治体間の情報連携により、各種証明書の添付が不要となる方向に進み、戸籍証明書や住民票の写しの広域交付サービスなどが始まっている中、行政キオスク端末については、コンビニ交付サービスも含めて、今後の利用件数の中長期的な見通しを踏まえた、費用対効果などの課題解決を、慎重に進める必要があると考えております。そのため、現時点において導入の考えには至りませんが、今後も同規模自治体の設置状況や利用実績のほか、国の財源措置などの情報収集などに、引き続き努めてまいります。